

公告 令和3年度 第2回室戸市鳥獣被害防止総合対策整備事業

物品の購入について、次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和3年9月8日

室戸市有害鳥獣被害対策協議会

会長 西村 城人

1 入札物品

- (1) 業務名 令和3年度 第2回室戸市鳥獣被害防止総合対策整備事業
- (2) 業務の概要 有害鳥獣侵入防止柵を設置するために必要な資材の調達及び納品
- (3) 物品概要 別紙1「仕様書」による
- (4) 納品 室戸市有害鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。）が指定する場所（室戸市内3箇所）へ納品
納品日は協議により決定する。
（契約日～令和4年1月28日まで）

2 入札に参加するものに必要な資格 本事業の入札に参加できる者は、公告日現在において、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 当該物品を期限内に適切に納入できる者
- (2) 高知県内に本社、支社等の事業所を置く者
- (3) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加する事ができない。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行う者
 - ウ 農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置を受けている者

3 入札に参加しようとするものは、一般競争入札参加申請書及び契約に係る指名停止に関する申立書を事前に協議会に提出しなければならない。

- (1) 申請受付期間 令和3年9月8日 ～
令和3年9月24日 午後5時（必着）
- (2) 申請書提出場所 〒781-7185 室戸市浮津25番地1
室戸市有害鳥獣被害対策協議会
（室戸市産業振興課内）
- (3) 提出方法 持参又は郵送

4 入札の日時及び場所

- (1) 入札日 令和3年9月27日（月）午前11時00分より
- (2) 入札場所 室戸市役所 福利厚生室（地下）

5 入札の方法等

- (1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、その他入

札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、別紙2「入札書」により入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- (2) 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- (3) 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- (4) 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものと取り扱う。
- (5) 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

6 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (4) 所定の入札箱に投かんしない入札
- (5) 明らかに談合によると認められる入札

7 入札の中止 天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を 延期又は取り止めることがある。 なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

9 落札者は、落札の日から5日以内（土・日及び祝祭日を除く）に、契約を締結すること。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとする。また、契約における契約金額は入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

10 支払方法

- (1) 前払金無
- (2) 部分払無

11 入札保証金は納めないこととする。